

第25回定時株主総会招集ご通知

交付書面への記載を省略した事項

当社の新株予約権等に関する事項
業務の適正を確保するための体制
財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針
特定完全子会社に関する事項
親会社等との間の取引に関する事項
会計参与に関する事項
その他の
連結株主資本等変動計算書
連結注記表
株主資本等変動計算書
個別注記表

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

株式会社セブン銀行

電子提供措置事項のうち、上記の事項につきましては、法令及び定款第14条第2項の規定に基づき、電子提供措置事項記載書面には記載しておりません。

当社の新株予約権等に関する事項

1. 事業年度の末日において当社の会社役員が有している当社の新株予約権等

該当ありません。

2. 事業年度中に使用人等に交付した当社の新株予約権等

該当ありません。

3. その他新株予約権等の状況

当社は、2023年9月8日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員（これらに勤務する出向者を含む。）に対し、有償ストック・オプションとして割り当てる新株予約権の募集要項を決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすることを決議いたしました。また、2023年10月6日開催の当社取締役会において、会社法第243条の規定に基づき、2023年10月31日に当該新株予約権を割り当てることを決議いたしました。

| | 第10回—1 新株予約権 |
|------------------------|---|
| 発行決議日 | 2023年10月6日 |
| 新株予約権の数※ | 38,352個 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数※ | 普通株式 3,835,200株 (新株予約権1個につき 100株) |
| 新株予約権の払込金額 | 新株予約権1個当たり 100円 |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 新株予約権1個当たり 31,940円 (1株当たり 319.4円) |
| 権利行使期間 | 2026年6月1日から 2027年10月31日まで |
| 行使の条件 | (注) |
| 割当先※ | 当社及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員 (これらに勤務する出向者を含む。) 418名 |

※新株予約権の発行時（2023年10月31日）における内容を記載しております。

(注) 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

1. 新株予約権者は、当社の中期経営計画に掲げる以下のアからウの財務目標が全て達成された場合に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。

ア 2026年3月期の連結損益計算書における経常収益：2,500億円

イ 2026年3月期の連結損益計算書における経常利益：450億円

ウ 2026年3月期の連結貸借対照表及び連結損益計算書に基づいて計算される自己資本利益率（ROE）：8%

なお、上記の業績条件の判定に際しては、当社が提出した有価証券報告書の数値を参照するものとし、決算期の変更、適用される会計基準の変更、当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生した場合など、連結貸借対照表及び連結損益計算書に記載された数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該影響を排除するための適切な調整を行うことができるものとする。

2. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員（これらに勤務する出向者を含む。）であることを要する。
3. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
4. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
5. 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役会における決議内容

会社法第362条第4項第6号に規定する体制の整備について、当社が実施すべき事項を2006年5月8日開催の取締役会で決議いたしました。本決議の内容については、年度毎に進捗状況をレビューし見直しを行っております。その概要は以下のとおりであります。

- ① **取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

取締役会は、経営にあたってコンプライアンスを実践するため、「コンプライアンス方針」・「コンプライアンス遵守基準」を定める。取締役は、コンプライアンスへの取組状況の概要を定期的にと取締役会に報告する。
- ② **取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**

取締役の職務の執行に係る情報については、適切かつ確実に保存・管理し、取締役又は監査役から要請があった場合に速やかに開示する。
- ③ **損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

取締役会は、当社経営に係る損失の危険を適切に管理し、経営の健全性と効率性を確保するため、リスク管理を体系的に規定する「リスク管理基本方針」を定める。取締役は、リスク管理に関する事項を定期的にと取締役会に報告する。
- ④ **取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

取締役会は、「取締役会規則」を制定のうえ付議・報告すべき重要事項を規定し、取締役会の効率的な運営を図る。取締役会は、業務執行の意思決定効率化のため経営会議を設置し、円滑かつ効率的な職務の執行を図るため執行役員制度を導入する。
- ⑤ **社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

取締役は、「コンプライアンス方針」・「コンプライアンス遵守基準」に基づいて適切なコンプライアンス体制を整備する。取締役は、社員の職務の執行において、コンプライアンスを確保するための体制構築、施策決定、施策の実施及び実施状況の検証、施策評価につき、最終責任を負う。
- ⑥ **当社グループにおける業務の適正を確保するための体制**

取締役会は、当社及び子会社から成る当社グループにおける業務の適正を確保するため、「子会社管理方針」を定め、取締役は、「子会社管理方針」に基づいて、子会社を適切に管理する体制を整備する。
- ⑦ **監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合における当該社員に関する事項**

監査役は、その職務を補助する組織として監査役室を設け、監査役室専属の社員を置く。さらに、取締役は、監査役から要請があった場合には、社員に監査業務の補助を行わせるものとする。
- ⑧ **監査役室専属の社員の取締役からの独立性に関する事項**

人事部担当役員は、監査役室専属の社員の人事異動、人事評価及び懲戒処分につき、事前に常勤監査役へ報告し常勤監査役の同意を得ることを要する。
- ⑨ **監査役が当該監査役の職務を補助すべき社員に対する指示の実効性の確保に関する事項**

必要な知識・能力を備えた専任の社員を、監査役室専属の社員として適切な員数を確保し、監査役に、監査役室専属の社員に対する指揮命令権を帰属させる。また、監査役室専属の社員に対して、業務の適正性を調査し、必要な情報が収集できるための権限が付与されている。
- ⑩ **取締役及び社員が当該株式会社の監査役に報告をするための体制**

取締役は、監査役会から監査方針・計画及び監査実施状況・結果につき適宜説明を受け、監査役会に報告すべき事項を監査役会と協議して定め、その報告を行う。取締役及び社員は、監査役に対して、法定の事項に加え、全社的に重要な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス上重要な事項を速やかに報告する。子会社においては、当社内の所管部署を定め、当該所管部署が、当該子会社の事業運営及びコンプライアンス、リスク管理等の内部管理等について子会社の取締役及び社員から報告を受け、その報告内容を必要に応じて、監査役に報告する。
- ⑪ **監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

監査役への報告者が、不利な取扱いを受けないことについて、社内規程を整備し、また、これらの社内規程を適正に運用する。
- ⑫ **監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

通常の監査費用について、監査役は監査計画に応じて予算化する。また、有事における監査費用又は臨時に支出した費用については、事後、償還を請求することができる。
- ⑬ **その他監査役がその職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

取締役、内部監査部署は、監査役会と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等について意見を交換し、相互認識を深める。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① コンプライアンス体制

当社のコンプライアンス全般につき総合的な経営運営の立場から検討・評価を行うことを目的としてコンプライアンス委員会を設置しており、当年度において2回開催しております。委員会では、コンプライアンスに関する課題の把握とその対応策等を検討しております。

また、「コンプライアンス・プログラム」を策定し、同プログラムに基づき社員にコンプライアンスを実践させるとともに、その進捗・実施状況を自己検証制度やコンプライアンスオフィサーとの面談等を通じて、モニタリングしております。

② リスク管理体制

各リスクの管理統括部署より、リスク管理の状況等に関する重要事項を協議し、経営会議に答申することを目的としてリスク管理委員会を設置しており、当年度において4回開催しております。委員会では、各リスクの管理統括部署より、リスク管理の状況、評価等の報告を受け、その対応策等を検討しております。事業戦略上のリスクの一つである金利上昇に関する議論を実施し、ATM機内現金の在り方等金利上昇に備えた取組みを強化しております。

③ 取締役の職務執行

取締役会を16回開催し、法令や定款等に定められた事項や経営方針、予算の策定等の経営に関する重要事項を決定するとともに、月次の業績の分析・評価を行い、法令や定款等の適合性と業務の適正性の観点から審議を行っております。

また、社外取締役に対し、経営への影響が大きいと思われる案件に関しては事前説明を行ったり、当社事業の状況への理解をより深めるための取組みを行う等、審議の充実・効率化のための施策を講じております。

④ グループ管理体制

子会社に対し、当社が承認した事業計画について、その範囲内で業務執行上の一定の裁量を付与しております。その上で、取締役会等において、子会社の取締役等から経営状況等の報告を受け、現況を把握しております。また、当社監査部が子会社の業務監査を定期的実施しております。なお、子会社で表面化した事案及び懸念事項等についても適切に対応すべく、当社グループ一体での管理体制及び社員への教育を強化しております。

⑤ 監査役の職務執行

監査役会は、社外監査役2名を含む監査役4名で構成され、当年度においては15回開催しており、常勤監査役からの会社の状況に関する報告及び監査役相互による意見交換等が行われております。

また、監査役は、取締役会・経営会議を含む重要な会議への出席や代表取締役、会計監査人及び監査部と定期的な情報交換を行い、取締役の職務の執行について監視をしております。

⑥ 監査役の監査の実効性の確保

監査役の職務を補助する組織として監査役室を設け、2名の社員が専属し、監査役の業務を補助しております。

取締役は、監査役会から監査方針・計画及び監査実施状況・結果につき適宜説明を受け、監査役会に報告すべき事項を監査役会と協議して定め、その報告が行われております。

取締役及び社員並びに子会社の取締役及び社員から、監査役に対し、法定の事項に加え、全社的に重要な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス上重要な事項について、適宜報告が行われております。

財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

明確な形では定めておりませんが、継続的な業況拡大やコーポレートガバナンスの強化等を通じた企業価値の最大化等により適切な対応を行っていく方針であります。

特定完全子会社に関する事項

該当ありません。

親会社等との間の取引に関する事項

該当ありません。

会計参与に関する事項

該当ありません。

その他

会社法第459条第1項の規定による定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針

当社は、株主に対する利益の還元を経営上重要な施策の一つと位置づけており、剰余金の配当については、株主への適正な利益還元の観点から、内部留保とのバランスを勘案しつつ、現金による継続的な安定配当を実現できるよう努力することを基本方針としております。配当性向については年間40%以上を満たし、配当回数については年2回（中間配当及び期末配当）とすることを基本方針としております。

第25期連結株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

| | 株 主 資 本 | | | | |
|-------------------------|---------|--------|---------|---------|---------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当 期 首 残 高 | 30,724 | 31,071 | 207,126 | △2,738 | 266,184 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | — | — | △11,863 | — | △11,863 |
| 親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 | — | — | 13,476 | — | 13,476 |
| 自己株式の取得 | — | — | — | △50,824 | △50,824 |
| 自己株式の処分 | — | 996 | — | 50,473 | 51,470 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | — | — | — | — | — |
| 当 期 変 動 額 合 計 | — | 996 | 1,613 | △351 | 2,259 |
| 当 期 末 残 高 | 30,724 | 32,068 | 208,740 | △3,089 | 268,443 |

| | その他の包括利益累計額 | | | | 新株予約権 | 非支配株主 持分 | 純資産 合 計 |
|-------------------------|----------------------|--------------|----------------------|-----------------------|-------|-------------|------------|
| | その他 有価証券 評価差額金 | 為替換算 調整勘定 | 退職給付 に係る 調整累計額 | その他の 包括利益 累計額合計 | | | |
| 当 期 首 残 高 | 85 | 10,245 | 685 | 11,016 | 32 | 5,255 | 282,489 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | — | — | — | — | — | — | △11,863 |
| 親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 | — | — | — | — | — | — | 13,476 |
| 自己株式の取得 | — | — | — | — | — | — | △50,824 |
| 自己株式の処分 | — | — | — | — | — | — | 51,470 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | 478 | △392 | 944 | 1,030 | △23 | 510 | 1,517 |
| 当 期 変 動 額 合 計 | 478 | △392 | 944 | 1,030 | △23 | 510 | 3,776 |
| 当 期 末 残 高 | 564 | 9,852 | 1,630 | 12,047 | 8 | 5,766 | 286,265 |

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等 9社

会社名

FCTI, Inc.

PT. ABADI TAMBAH MULIA INTERNASIONAL

株式会社バンク・ビジネスファクトリー

株式会社セブン・ペイメントサービス

Pito AxM Platform, Inc.

株式会社ACSiON

株式会社ビバビーズメディカルライフ

株式会社セブン・カードサービス

Reachful Malaysia Sdn. Bhd.

(注) ABADI TAMBAH MULIA INTERNASIONAL MALAYSIA SDN. BHD. は、2025年5月30日付で、Reachful Malaysia Sdn. Bhd.に商号変更しております。

(2) 非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連法人等

該当ありません。

(持分法適用の範囲の変更)

株式会社セブン・ペイは、2025年5月29日付で清算終了したため、持分法適用の範囲から除外しております。

(3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

(4) 持分法非適用の関連法人等

該当ありません。

(5) 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項

該当ありません。

3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

12月末 4社

3月末 5社

(2) 連結される子会社及び子法人等については、それぞれの決算日の計算書類により連結しております。

連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

当社の有形固定資産は、定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

| | |
|-------|--------|
| 建 物 | 6年～18年 |
| A T M | 5年 |
| その他 | 2年～20年 |

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、定額法により償却しております。

②無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

(3) 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

当社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2022年4月14日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、今後1年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が一次査定を実施し、営業関連部署から独立したリスク統括部が二次査定を実施し、その査定結果に基づいて貸倒引当金の算定を行っております。なお、当該部署から独立した監査部が査定結果の監査をしております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

②賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

③株式給付引当金

株式給付引当金は、取締役株式交付規程及び執行役員株式交付規程並びに従業員株式交付規程に基づく当社の取締役（非業務執行取締役及び海外居住者を除く。）及び執行役員（海外居住者を除く。）並びに一部従業員（海外居住者を除く。）への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異： 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

(6) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当社の外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

(7) 重要な収益の計上基準

当社及び連結される子会社並びに子法人等の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

・ A T Mプラットフォーム事業を中心とする銀行業

主に提携金融機関等の利用者が、当社 A T Mを利用した際に預金残高等から入出金した現金を受け入れ又は引渡しを行う等のサービスを提供しております。これらの A T Mサービス等の提供から収受するサービス手数料収入に関して、提携金融機関等の利用者が当社の A T Mサービス等を利用した時点において収益を認識しており、取引の対価は概ね履行義務を充足した月の翌月中には受領しております。

・ クレジットカード事業及び電子マネー事業を中心とする金融サービス事業

クレジットカード事業及び電子マネー事業等の金融サービスを提供しております。これらの金融サービスの提供から収受する手数料収入に関して、当該サービスに関する取引が成立した時点で収益を認識しております。

会計上の見積りの変更

(耐用年数の変更)

当社グループのうち一部の海外子会社が保有する A T Mについて、従来、耐用年数を 5 年として減価償却を行ってまいりましたが、当該資産の使用実績が蓄積されたことに伴い、稼働状況の調査等を行った結果、従来よりも長期間の使用が見込めることが判明したため、当連結会計年度より耐用年数を 8 年に見直し、将来にわたり変更しております。

この変更により、従来と比べて、当連結会計年度の経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ 583 百万円増加しております。

追加情報

(取締役に対する業績連動型株式報酬制度)

当社は、当社の取締役（非業務執行取締役及び海外居住者を除く。以下同じ。）に対して、中長期的に継続した業績向上への貢献意欲をより一層高めることを目的に、役員報酬 B I P 信託による業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入しております。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第 30 号 2015 年 3 月 26 日）に準じております。

(1) 取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役に対して、当社が定める取締役株式交付規程に従って、当社株式等が信託を通じて交付される業績連動型の株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式等の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時とします。

(2) 信託に残存する当社の株式

本信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末の当該株式の帳簿価額は 426 百万円、株式数は 1,413 千株であります。

(執行役員、一部従業員に対する業績連動型株式報酬制度)

当社は、当社の執行役員（海外居住者を除く。以下同じ。）、一部従業員（海外居住者を除く。以下同じ。）に対して、中長期的に継続した業績向上への貢献意欲をより一層高めることを目的に、株式付与 E S O P 信託による業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入しております。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第 30 号 2015 年 3 月 26 日）を適用しております。

(1) 取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、執行役員、一部従業員に対して、当社が定める執行役員株式交付規程、従業員株式交付規程に従って、当社株式等が信託を通じて交付される業績連動型の株式報酬制度です。なお、執行役員、一部従業員が当社株式等の交付を受ける時期は、原則として執行役員の退任時、一部従業員の退職時とします。

(2) 信託に残存する当社の株式

本信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末の当該株式の帳簿価額は 1,060 百万円、株式数は 3,786 千株であります。

(自己株式の取得)

当社は、2025年6月19日開催の取締役会において、会社法の規定に基づき自己株式を取得することを決議し、以下のとおり2025年6月24日に自己株式の取得をいたしました。なお、本自己株式取得の結果、株式会社セブン&アイ・ホールディングスが有する当社株式の議決権比率は、2025年6月24日時点で46.44%から39.92%に減少し、同社は当社の親会社ではなくなり、その他の関係会社に該当することとなりました。

1. 自己株式の取得を行った理由

株式会社セブン&アイ・ホールディングスは、資本構造及び事業の変革にむけた施策の一環として、当社株式の保有比率を40%未満に引き下げ、当社の非連結化を行う方針を2025年3月6日に表明しております。これに伴い当社は、株式会社セブン・イレブン・ジャパン、株式会社イトーヨーカ堂、株式会社ヨークベニマルの3社が保有する当社株式の一部もしくは全部の売却意向を受けました。株式会社セブン&アイ・ホールディングスと協議のうえ検討した結果、当社として、企業価値向上、資本効率向上に資するものと判断いたしました。

2. 取得の内容

| | |
|---------------|--|
| (1)取得した株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2)取得した株式の総数 | 193,987,300株 |
| (3)株式の取得価額の総額 | 50,824,672,600円 |
| (4)取得日 | 2025年6月24日 |
| (5)取得方法 | 東京証券取引所の自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による買付け |

(伊藤忠商事株式会社との資本業務提携契約の締結及び第三者割当による自己株式の処分)

当社は、2025年9月26日開催の取締役会決議に基づき、伊藤忠商事株式会社（以下、「伊藤忠商事」といいます。）との間で資本業務提携（以下、「本資本業務提携」といいます。）に関する契約を締結し、伊藤忠商事に対し第三者割当による自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」といいます。）を行いました。その概要は以下のとおりです。

1. 伊藤忠商事株式会社との資本業務提携契約の締結

(1)本資本業務提携の目的及び理由

本資本業務提携は、両社グループが持つリソースやノウハウを最大限に活用し、新たな金融サービス領域での価値創出を目指すものです。本業務提携を通じて、両社はお客さま及び社会全体にとってより付加価値の高い金融サービスを提供し、双方の強みを活かした協業による革新的なビジネスモデルの構築を目指してまいります。

(2)業務提携の内容

当社と伊藤忠商事は、両社グループの企業価値向上のために、以下の項目について互いに協力して取組みを推進することに合意いたしました。なお、具体的な実施内容・時期などの詳細については、今後両社で協議し決定してまいります。

- ・伊藤忠商事の子会社である株式会社ファミリーマートが運営するコンビニエンスストア「ファミリーマート」の店舗に、当社が運営するATM設備の設置を開始すること。
- ・クレジットカード事業、決済事業、その他金融事業等に関する両社並びに両社の子会社及び関連会社との業務提携及び資本提携について誠実に協議すること。

(3)資本提携の内容

当社は、2025年9月26日付で伊藤忠商事との間で本資本業務提携契約を締結し、これに伴い、伊藤忠商事に対して自己株式191,700,000株を割り当て、伊藤忠商事は当該株式の総数を2025年10月14日に取得しました。

なお、伊藤忠商事は、本自己株式処分による当社株式の取得と併せて、当社株式の市場買付等により、伊藤忠商事が保有する当社株式の所有議決権比率が20%を超えたため、伊藤忠商事は当社のその他の関係会社に該当することとなりました。

本自己株式処分による当社株式の取得と市場買付等による当社株式の取得により、伊藤忠商事の2026年3月31日時点での保有株式総数は239,491,200株、当社発行済株式総数に対する持株比率は20.30%となりました。

2. 第三者割当による自己株式の処分

(1)自己株式処分の概要

| | |
|----------|------------------|
| 処分日 | 2025年10月14日 |
| 処分株式総数 | 普通株式191,700,000株 |
| 処分価額 | 1株につき268円 |
| 処分総額 | 51,375,600,000円 |
| 募集又は処分方法 | 第三者割当による自己株式処分 |
| 処分先 | 伊藤忠商事株式会社 |

(2)本自己株式処分の目的及び理由並びに資金調達の使途

当社と伊藤忠商事は、業務提携を行うことが両社の企業価値向上に繋がるものと考えており、業務提携を確実に推進していくにあたり、両社間で安定した信頼関係を築くために、伊藤忠商事が当社の株式を保有する形での資本提携も行うことで合意いたしました。

なお、今回の資金調達にあたり既存株主への影響も考慮し、その他の様々な選択肢についても検討した結果、伊藤忠商事を割当先として、確実かつ速やかな資本増強策である本自己株式処分を実施することが最善と判断いたしました。また、本自己株式処分によって一定の希薄化が生じますが、本資本業務提携に基づき、伊藤忠商事との協力関係を構築することが、当社の企業価値及び株主価値の向上にも繋がるものと判断しています。

本自己株式処分による調達資金は、本資本業務提携に伴って見込まれる、新たなATM設置に係る費用やATM機内の現金充填等に充当することを予定しております。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

- 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

| | |
|--------------------|----------|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 | 724百万円 |
| 危険債権額 | －百万円 |
| 三月以上延滞債権額 | 44百万円 |
| 貸出条件緩和債権額 | 397百万円 |
| 合計額 | 1,167百万円 |

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- 為替決済、日本銀行当座貸越取引の担保として、有価証券128,922百万円を差し入れております。その他資産には保証金3,314百万円が含まれております。また、一部の海外連結子会社における資金借入れの担保として、現金預け金171百万円を差し入れております。
- 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、44,673百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが44,673百万円あります。また、当社連結子会社は、クレジットカード業務に附帯するキャッシング業務等を行っております。当該業務における貸出コミットメント総額は320,091百万円、貸出実行残高は10,389百万円、貸出コミットメントに係る貸出未実行残高は309,701百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社並びに連結子会社の将来キャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。
- 有形固定資産の減価償却累計額 63,940百万円
- その他資産のうち、顧客との契約から生じた債権の金額は「連結注記表」の「注記事項（収益認識関係）3. 当連結会計年度及び当連結会計年度末の末日後の収益の金額を理解するための情報」に記載のとおりであります。

(連結損益計算書関係)

1. 顧客との契約から生じる収益

経常収益については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「連結注記表」の「注記事項（収益認識関係）1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載のとおりであります。

2. 「その他の経常収益」には、株式等売却益950百万円及び電子マネー返蔵益1,656百万円を含んでおります。

3. 「その他の経常費用」には、株式等償却56百万円を含んでおります。

4. 減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(単位：百万円)

| 場所 | 用途 | 種類 | 金額 |
|----|-------|------------|-------|
| 日本 | 事業用資産 | 建物 | 37 |
| | | その他の有形固定資産 | 30 |
| | | ソフトウェア | 1,116 |
| | | その他の無形固定資産 | 3,944 |
| | | その他資産 | 3,328 |
| 合計 | | | 8,456 |

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小の単位として、主に会社ごとに資産のグルーピングをしております。

上記の資産グループについては、当初策定した事業計画を下回って推移しており、今後の事業計画を見直した結果、投資額の回収が見込めなくなったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローが見込めない資産については回収可能価額を零として評価しております。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

| | 当連結会計年度 期首株式数 | 当連結会計年度 増加株式数 | 当連結会計年度 減少株式数 | 当連結会計年度末 株式数 | 摘要 |
|-------|------------------|------------------|------------------|-----------------|-----------|
| 発行済株式 | | | | | |
| 普通株式 | 1,179,308 | － | － | 1,179,308 | |
| 合 計 | 1,179,308 | － | － | 1,179,308 | |
| 自己株式 | | | | | |
| 普通株式 | 9,370 | 193,987 | 192,035 | 11,323 | (注) 1、2、3 |
| 合 計 | 9,370 | 193,987 | 192,035 | 11,323 | |

- (注) 1. 自己株式の増加193,987千株は、自己株式立会外買付取引193,987千株及び単元未満株式の買取0千株によるものであります。
 2. 自己株式の減少192,035千株は、第三者割当による自己株式の処分191,700千株及び役員報酬B I P信託及び株式付与E S O P信託が保有する当社株式の交付335千株によるものであります。
 3. 当連結会計年度期首及び当連結会計年度末の自己株式数には、役員報酬B I P信託及び株式付与E S O P信託が保有する当社株式がそれぞれ5,535千株、5,200千株含まれております。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当ありません。

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

| (決 議) | 株式の種類 | 配当金の総額 | 1株当たり 配当額 | 基 準 日 | 効力発生日 |
|--------------------|-------|----------|--------------|------------|------------|
| 2025年5月23日 取締役会 | 普通株式 | 6,465百万円 | 5円50銭 | 2025年3月31日 | 2025年6月9日 |
| 2025年11月7日 取締役会 | 普通株式 | 5,398百万円 | 5円50銭 | 2025年9月30日 | 2025年12月1日 |

- (注) 1. 2025年5月23日取締役会決議による配当金の総額には、役員報酬B I P信託及び株式付与E S O P信託が保有する当社株式に対する配当金30百万円が含まれております。
 2. 2025年11月7日取締役会決議による配当金の総額には、役員報酬B I P信託及び株式付与E S O P信託が保有する当社株式に対する配当金30百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

| (決 議) | 株式の種類 | 配当金の総額 | 配当の原資 | 1株当たり 配当額 | 基 準 日 | 効力発生日 |
|--------------------|-------|----------|-------|--------------|------------|-----------|
| 2026年5月22日 取締役会 | 普通株式 | 6,452百万円 | 利益剰余金 | 5円50銭 | 2026年3月31日 | 2026年6月8日 |

- (注) 配当金の総額には、役員報酬B I P信託及び株式付与E S O P信託が保有する当社株式に対する配当金28百万円が含まれております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金調達・運用の両面において、安定性確保とリスク極小化を基本方針としており、積極的なリスクテイクによる収益追求は行っていません。

当社グループの資金調達は、A T M装填用現金等の運転資金及びA T M・システム関連投資等の設備投資資金の調達に大別され、金利動向等を踏まえてベースとなる資金を預金や社債発行等により確保した上で、日々の調達額の変動をコール市場からの調達により賄っております。

一方、運用については、個人向けの小口の貸出業務等を行っておりますが、中心は「限定的なエンドユーザー」としての資金証券業務であります。運用先は信用力が高く流動性に富む債券や投資信託等の有価証券や信用力の高い金融機関に対する預け金、コールローン等に限定しており、リスクの高い金融派生商品等による運用は行わないこととしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融資産は、主としてA T M事業を円滑に行うための現金がその大半を占めております。余資をコールローンに放出しており、与信先の信用リスクに晒されております。有価証券は、主に信用力が高く、流動性に富む債券や投資信託等であり、その他保有目的としております。これらは、それぞれ与信先又は発行体の信用リスク及び金利リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。貸出金は、個人向けのローンサービスであり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されておりますが、貸出金の大半は全額保証を付しているため、リスクは限定的となっております。

また、当社グループは、銀行業を主体に営んでおり、その金融負債の大半を占める預金及び譲渡性預金は金利の変動リスクに晒されております。必要に応じてコールマネーにて短期的な調達をしておりますが、必要な資金を調達できない流動性リスクに晒されております。借入金や社債は、一定の環境の下で市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

信用リスクに関する基本方針を「リスク管理基本方針」に、その下位規程として「信用リスク管理規程」を制定し、これを遵守しております。信用リスクは現状、A T Mに関する決済業務及びA L M操作に関わる優良な金融機関等に対する預け金、資金放出、仮払金等に限定し、信用リスクを抑制した運営としております。また、「自己査定・償却・引当規程」に従い、適正な自己査定、償却引当を実施しております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、リスク統括部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

市場リスクに関する基本方針を「リスク管理基本方針」に、その下位規程として「市場リスク管理規程」を制定し、これを遵守しております。「市場リスク管理規程」にて、リスク限度額、ポジション限度、損失許容限度を設定することを規定し、リスク統括部リスク管理グループがそれらについて計測・モニタリングし、経営会議等に報告を行っております。なお、四半期毎に開催するA L M委員会にて、リスクの状況、金利動向の見通し等が報告され、運営方針を決定する体制としております。

市場リスクに係る定量的情報

市場リスクについては、全体の資産・負債を対象として市場リスク量 (V a R) を計測しております。V a Rの計測にあたっては、分散共分散法 (保有期間125日、信頼区間99.9%、データ観測期間1年間) を採用しており、2026年3月末時点で市場リスク量 (損失額の推計値) は、全体で4,908百万円であります。また事業特性を鑑み、資産側の現金に対して金利期間を認識し、期間5年のゼロクーポン債 (平均期間約2.5年) とみなして計測しております。モデルの妥当性に関しては、モデルが算出するV a Rと実際の損益を比較するバックテストを定期的の実施しております。ただし、V a Rは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③流動性リスクの管理

流動性リスクに関する基本方針を「リスク管理基本方針」に、その下位規程として「流動性リスク管理規程」を制定し、これを遵守しております。「流動性リスク管理規程」にて、運用・調達の期間の違いによって生ずるギャップ限度を設定することを規定し、リスク統括部リスク管理グループがそれらについて日次で計測・モニタリングし、経営会議等に報告を行っております。資金繰り逼迫時には、全社的に迅速かつ機動的な対応が取れるよう、危機レベル別対応策を予め策定し、万全を期しており、資金流動性確保に懸念はないものと考えております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定には、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（注1）参照。また、現金預け金、A T M仮払金、A T M仮受金、クレジットカード事業未払金、電子マネー預り金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

| | 連結貸借対照表計上額 | 時 価 | 差 額 |
|---------------|------------|---------|--------|
| (1) 有価証券 | | | |
| その他有価証券 | 161,204 | 161,204 | — |
| (2) 貸出金 | 90,843 | | |
| 貸倒引当金（*1） | △383 | | |
| | 90,460 | 91,015 | 554 |
| (3) 会員未収金 | 126,146 | | |
| 貸倒引当金（*1） | △2,473 | | |
| | 123,673 | 124,790 | 1,116 |
| (4) その他資産（*2） | 11,943 | | |
| 貸倒引当金（*1）（*2） | △2,780 | | |
| | 9,163 | 9,163 | — |
| 資産計 | 384,501 | 386,173 | 1,671 |
| (1) 預金 | 875,261 | 874,777 | △483 |
| (2) 譲渡性預金 | 300 | 300 | — |
| (3) 借入金 | 13,598 | 13,598 | — |
| (4) 社債 | 100,000 | 97,708 | △2,292 |
| 負債計 | 989,159 | 986,384 | △2,775 |

（*1）貸出金、会員未収金、その他資産に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（*2）その他資産のうち、時価開示の対象となるものを表示しております。

（注1）市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

| 区 分 | 連結貸借対照表計上額 |
|---------------|------------|
| 非上場株式（*1）（*2） | 1,610 |
| 組合出資金（*3） | 5,039 |

（*1）非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（*2）当連結会計年度において、非上場株式について56百万円減損処理を行っております。

（*3）組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24 - 16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

| | 1年以内 | 1年超 3年以内 | 3年超 5年以内 | 5年超 7年以内 | 7年超 10年以内 | 10年超 |
|-----------------------|---------|-------------|-------------|-------------|--------------|------|
| 預け金 | 314,090 | - | - | - | - | - |
| 有価証券 | | | | | | |
| その他有価証券のうち 満期のあるもの | 81,100 | 79,600 | - | 1,000 | - | - |
| うち、国債 | 20,000 | 10,000 | - | - | - | - |
| 地方債 | 43,900 | 15,300 | - | - | - | - |
| 社債 | 17,200 | 54,300 | - | 1,000 | - | - |
| 貸出金 (* 1) | 84,996 | 4,040 | 561 | 1 | 0 | 0 |
| A T M 仮払金 | 99,664 | - | - | - | - | - |
| 会員未収金 (* 2) | 108,788 | 5,893 | 2,435 | 1,205 | 696 | 501 |
| その他資産 (* 3) | 9,696 | - | - | - | - | - |
| 合 計 | 698,336 | 89,534 | 2,997 | 2,207 | 696 | 502 |

(* 1) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない1,242百万円は含めておりません。

(* 2) 会員未収金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない6,625百万円は含めておりません。

(* 3) その他資産のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない2,247百万円は含めておりません。

(注3) 社債、借入金及びその他有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

| | 1年以内 | 1年超 3年以内 | 3年超 5年以内 | 5年超 7年以内 | 7年超 10年以内 | 10年超 |
|--------|---------|-------------|-------------|-------------|--------------|------|
| 預金 (*) | 764,551 | 56,324 | 54,385 | - | - | - |
| 譲渡性預金 | 300 | - | - | - | - | - |
| 借入金 | 13,598 | - | - | - | - | - |
| 社債 | - | 70,000 | 20,000 | 10,000 | - | - |
| 合 計 | 778,449 | 126,324 | 74,385 | 10,000 | - | - |

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

| 区分 | 時価 | | | |
|---------|--------|---------|------|---------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 有価証券 | | | | |
| その他有価証券 | | | | |
| 国債 | 29,845 | － | － | 29,845 |
| 地方債 | － | 58,750 | － | 58,750 |
| 社債 | － | 71,733 | － | 71,733 |
| 株式 | 876 | － | － | 876 |
| 資産計 | 30,721 | 130,483 | － | 161,204 |

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

| 区分 | 時価 | | | |
|-------|------|---------|---------|---------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 貸出金 | － | 79,066 | 11,948 | 91,015 |
| 会員未収金 | － | － | 124,790 | 124,790 |
| その他資産 | － | － | 9,163 | 9,163 |
| 資産計 | － | 79,066 | 145,902 | 224,968 |
| 預金 | － | 874,777 | － | 874,777 |
| 譲渡性預金 | － | 300 | － | 300 |
| 借入金 | － | 13,598 | － | 13,598 |
| 社債 | － | 97,708 | － | 97,708 |
| 負債計 | － | 986,384 | － | 986,384 |

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、上場株式、国債がこれに含まれます。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しており、地方債、社債がこれに含まれます。

貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。このうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの割引現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等を用いた割引現在価値により時価を算定しております。時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

会員未収金

一般債権については、債権の種類ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いた割引現在価値により時価を算定しております。このうち短期間で回収されるものについては、時価は貸借対照表価額から現在の貸倒見積額を控除した金額に近似していることから、当該価額を時価としております。また、貸倒懸念債権等特定の債権については、回収見込額に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は貸借対照表価額から現在の貸倒見積額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。当該時価はレベル3の時価に分類しております。

その他資産

未決済期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。また、貸倒懸念債権等特定の債権については、回収見込額に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は貸借対照表価額から現在の貸倒見積額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。当該時価はレベル3の時価に分類しております。

負債

預金、及び譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としております。また、定期預金については、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いた割引現在価値により時価を算定しております。割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を、当該借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。また、変動金利によるものはありません。

社債

当社の発行する社債は、日本証券業協会より公表される公社債店頭売買参考統計値から提示された金額を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. 売買目的有価証券 (2026年3月31日現在)
該当ありません。
2. 満期保有目的の債券 (2026年3月31日現在)
該当ありません。
3. その他有価証券 (2026年3月31日現在)

| | 種類 | 連結貸借対照表 計上額 (百万円) | 取得原価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|----------------------------|-----|-------------------------|---------------|-------------|
| 連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの | 株式 | 876 | 151 | 724 |
| | 債券 | - | - | - |
| | 国債 | - | - | - |
| | 地方債 | - | - | - |
| | 社債 | - | - | - |
| | 小計 | 876 | 151 | 724 |
| 連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの | 株式 | - | - | - |
| | 債券 | 160,328 | 161,008 | △679 |
| | 国債 | 29,845 | 29,895 | △50 |
| | 地方債 | 58,750 | 58,914 | △163 |
| | 社債 | 71,733 | 72,198 | △465 |
| | 小計 | 160,328 | 161,008 | △679 |
| 合計 | | 161,204 | 161,160 | 44 |

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

| | 売却額 (百万円) | 売却益の合計 (百万円) | 売却損の合計 (百万円) |
|-----|--------------|-----------------|-----------------|
| その他 | 16,455 | 584 | 84 |
| 合計 | 16,455 | 584 | 84 |

6. 保有目的を変更した有価証券
該当ありません。
7. 減損処理を行った有価証券
該当ありません。

(ストック・オプション等関係)

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

1. スtock・オプションに係る当連結会計年度における費用計上額及び科目名

| 科目名 | 計上金額(百万円) |
|------|-----------|
| 営業経費 | △32 |

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

| 科目名 | 計上金額(百万円) |
|----------|-----------|
| その他の経常収益 | - |

3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

当社(親会社)

(1) スtock・オプションの内容

| | 第10回-1 新株予約権 |
|---------------|---|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社取締役・監査役 7名 当社従業員 253名 当社子会社取締役・監査役 9名 当社子会社従業員 149名 |
| 株式の種類及び付与数(注) | 普通株式 3,835,200株 |
| 付与日 | 2023年10月31日 |
| 権利確定条件 | 1. 新株予約権者は、当社の中長期経営計画に掲げる以下のアからウの財務目標が全て達成された場合に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。 ア2026年3月期の連結損益計算書における経常収益：2,500億円 イ2026年3月期の連結損益計算書における経常利益：450億円 ウ2026年3月期の連結貸借対照表及び連結損益計算書に基づいて計算される自己資本利益率(ROE)：8% なお、上記の業績条件の判定に際しては、当社が提出した有価証券報告書の数値を参照するものとし、決算期の変更、適用される会計基準の変更、当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生した場合など、連結貸借対照表及び連結損益計算書に記載された数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該影響を排除するための適切な調整を行うことができるものとする。 2. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員(これらに勤務する出向者を含む。)であることを要する。 3. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 4. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 5. 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。 |
| 対象勤務期間 | 2023年10月31日～2026年5月31日 |
| 権利行使期間 | 2026年6月1日～2027年10月31日 |

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2026年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

| | 第10回-1 新株予約権 |
|----------|--------------|
| 権利確定前(株) | |
| 前連結会計年度末 | 3,617,200 |
| 付与 | - |
| 失効 | 3,617,200 |
| 権利確定 | - |
| 未確定残 | - |
| 権利確定後(株) | |
| 前連結会計年度末 | - |
| 権利確定 | - |
| 権利行使 | - |
| 失効 | - |
| 未行使残 | - |

② 単価情報

| | 第10回-1 新株予約権 |
|----------------|--------------|
| 権利行使価格 | 319.4円 |
| 行使時平均株価 | - |
| 付与日における公正な評価単価 | 16円 |

連結子会社

(1) ストック・オプションの内容

| | 第1回新株予約権 | 第2回新株予約権 |
|---------------|---|---|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社取締役 3名 当社従業員 14名 | 当社従業員 13名 |
| 株式の種類及び付与数(注) | 普通株式 4,459株 | 普通株式 162株 |
| 付与日 | 2025年7月23日 | 2026年2月27日 |
| 権利確定条件 | <p>1. 新株予約権者は、2026年3月期から2028年3月期までのいずれかの事業年度において、当社所定の売上高基準を達成した場合に限り、本新株予約権を行使することができる。</p> <p>2. 上記1.にかかわらず、本新株予約権の割当日から行使期間満了日までの間に、行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行・売買等が行われた場合、または第三者評価機関等による株式評価額が行使価額を下回った場合、並びに当社普通株式が国内の金融商品取引所に上場された場合の当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が行使価額を下回る価格となった場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができない。</p> <p>3. 上記1. 2.にかかわらず、当社普通株式が国内の金融商品取引所に上場された場合、または当社の支配権移転取引(株式譲渡、合併、会社分割、事業譲渡、株式交換・株式移転その他これらに準じる取引をいう。)が行われた場合に限り、本新株予約権を行使することができる。</p> <p>4. 新株予約権者は、本新株予約権の割当日から権利行使時まで継続して、当社の取締役、監査役その他役員または従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> | <p>1. 新株予約権者は、2027年3月期から2028年3月期までのいずれかの事業年度において、当社所定の売上高基準を達成した場合に限り、本新株予約権を行使することができる。</p> <p>2. 上記1.にかかわらず、本新株予約権の割当日から行使期間満了日までの間に、行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行・売買等が行われた場合、または第三者評価機関等による株式評価額が行使価額を下回った場合、並びに当社普通株式が国内の金融商品取引所に上場された場合の当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が行使価額を下回る価格となった場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができない。</p> <p>3. 上記1. 2.にかかわらず、当社普通株式が国内の金融商品取引所に上場された場合、または当社の支配権移転取引(株式譲渡、合併、会社分割、事業譲渡、株式交換・株式移転その他これらに準じる取引をいう。)が行われた場合に限り、本新株予約権を行使することができる。</p> <p>4. 新株予約権者は、本新株予約権の割当日から権利行使時まで継続して、当社の取締役、監査役その他役員または従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> |
| 対象勤務期間 | 対象勤務期間の定めはありません。 | 対象勤務期間の定めはありません。 |
| 権利行使期間 | 2026年7月1日～2035年7月22日 | 2027年7月1日～2035年7月22日 |

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2026年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

| | 第1回新株予約権 | 第2回新株予約権 |
|----------|----------|----------|
| 権利確定前(株) | | |
| 前連結会計年度末 | — | — |
| 付与 | 4,459 | 162 |
| 失効 | — | — |
| 権利確定 | — | — |
| 未確定残 | 4,459 | 162 |
| 権利確定後(株) | | |
| 前連結会計年度末 | — | — |
| 権利確定 | — | — |
| 権利行使 | — | — |
| 失効 | — | — |
| 未行使残 | — | — |

② 単価情報

| | 第1回新株予約権 | 第2回新株予約権 |
|----------------|----------|----------|
| 権利行使価格 | 87,500円 | 92,500円 |
| 行使時平均株価 | — | — |
| 付与日における公正な評価単価 | — | — |

4. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社（親会社）

該当ありません。

連結子会社

ストック・オプションの付与日時点において、当該連結子会社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価は、単位当たりの本源的価値により算定しております。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法はDCF法により算出した価格を用いております。

5. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。なお、当社（親会社）における業績条件付有償ストック・オプションについては、権利確定条件を考慮し、権利不確定による失効数を見積っております。

6. ストック・オプションの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当社（親会社）

該当ありません。

連結子会社

- ① 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 22百万円
 ② 当連結会計年度において権利行使された本源的価値の合計額 一百万円

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

| | 報告セグメント | | | | 調整額 | 連結計算書類 計上額 |
|---------------------|----------------------|------------------------------|--------|---------|-----|---------------|
| | 国内事業 (銀行業 その他) | クレジット カード・ 電子マネー 事業 | 海外事業 | 計 | | |
| 経常収益 | | | | | | |
| ATM受入手数料 | 116,475 | — | 42,765 | 159,240 | — | 159,240 |
| クレジットカード営業収入 | — | 6,570 | — | 6,570 | — | 6,570 |
| 電子マネー営業収入 | — | 10,886 | — | 10,886 | — | 10,886 |
| その他 | 14,611 | 4,207 | 195 | 19,014 | — | 19,014 |
| 顧客との契約から生じる 経常収益 | 131,086 | 21,663 | 42,961 | 195,711 | — | 195,711 |
| その他の経常収益 | 14,760 | 8,913 | 641 | 24,314 | △0 | 24,314 |
| 外部顧客に対する 経常収益 | 145,846 | 30,577 | 43,602 | 220,026 | △0 | 220,025 |

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。
 2. 調整額は、主にセグメント間の取引消去であります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

・ A T Mプラットフォーム事業を中心とする銀行業

当社及び連結される子会社並びに子法人等は A T Mプラットフォーム事業を中心とする銀行業等を展開しております。主に提携金融機関等の利用者が、当社 A T Mを利用した際に預金残高等から入出金した現金を受け入れ又は引渡しを行う等のサービスを提供しており、これらの A T Mサービス等の提供によりサービス手数料収入を収受しております。取引価格は提携金融機関等との契約に基づいて、主に A T M利用件数と 1 件当たり手数料価格を乗じて算定しており、提携金融機関等の利用者が A T Mサービス等を利用した時点で収益を認識しております。なお、これらの取引に係る対価は概ね履行義務を充足した月の翌月中には受領しております。

・ クレジットカード事業及び電子マネー事業を中心とする金融サービス事業

当社の連結子会社である株式会社セブン・カードサービスはクレジットカード事業及び電子マネー事業を中心とする金融サービス事業を展開しており、これらの金融サービスの提供によりサービス手数料収入を収受しております。

クレジットカード事業に係る取引価格は加盟店との契約に基づいて、クレジットカードの決済金額に一定の料率を乗じた金額に基づき算定しており、履行義務である信用販売（包括信用購入あっせん）の成立時点で収益を認識しております。

また、電子マネー事業に係る取引価格は加盟店との契約に基づいて、電子マネーの決済金額に一定の料率を乗じた金額に基づき算定しており、電子マネー取引が成立した時点で収益を認識しております。

3. 当連結会計年度及び当連結会計年度末の末日後の収益の金額を理解するための情報

顧客との契約から生じた債権の残高は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

| | 当連結会計年度 | |
|---------------|------------------|-------------------|
| | 期首 (2025年 4月 1日) | 期末 (2026年 3月 31日) |
| 顧客との契約から生じた債権 | 12,233 | 13,222 |

(注) 顧客との契約から生じた債権は、連結貸借対照表の「その他資産」に含めております。

(1 株当たり情報)

1 株当たりの純資産額 240円14銭

1 株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額 12円14銭

(注) 1. 当社は、役員報酬 B I P 信託及び株式付与 E S O P 信託を導入しており、当該信託が保有する当社株式を 1 株当たりの純資産額の算定上、連結会計年度末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。控除した当該自己株式の連結会計年度末株式数は 5,200 千株であります。また、当該信託が保有する当社株式を 1 株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めております。控除した当該自己株式の期中平均株式数は 5,370 千株であります。

2. 潜在株式調整後 1 株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額は、潜在株式は存在するものの希薄化効果を有しないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当ありません。

第25期株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

| | 株主資本 | | | | | | | | 株主資本 合計 |
|--------------------------------|--------|--------|--------------|-------------|-------|-----------------------------|-------------|---------|------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | | 自己株式 | |
| | | 資本準備金 | その他資本 剰余金 | 資本剰余金 合計 | 利益準備金 | その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金 | 利益剰余金 合計 | | |
| 当事業年度期首残高 | 30,724 | 30,724 | - | 30,724 | 0 | 193,653 | 193,653 | △2,738 | 252,364 |
| 当事業年度変動額 | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | - | - | - | - | - | △11,863 | △11,863 | - | △11,863 |
| 当期純利益 | - | - | - | - | - | 18,016 | 18,016 | - | 18,016 |
| 自己株式の取得 | - | - | - | - | - | - | - | △50,824 | △50,824 |
| 自己株式の処分 | - | - | 996 | 996 | - | - | - | 50,473 | 51,470 |
| 株主資本以外の 項目の当事業年度 変動額(純額) | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 当事業年度変動額合計 | - | - | 996 | 996 | - | 6,153 | 6,153 | △351 | 6,799 |
| 当事業年度末残高 | 30,724 | 30,724 | 996 | 31,721 | 0 | 199,807 | 199,807 | △3,089 | 259,163 |

| | 評価・換算差額等 | | 新株予約権 | 純資産 合計 |
|--------------------------------|----------------------|----------------|-------|-----------|
| | その他 有価証券 評価差額金 | 評価・換算 差額等合計 | | |
| 当事業年度期首残高 | 85 | 85 | 32 | 252,482 |
| 当事業年度変動額 | | | | |
| 剰余金の配当 | - | - | - | △11,863 |
| 当期純利益 | - | - | - | 18,016 |
| 自己株式の取得 | - | - | - | △50,824 |
| 自己株式の処分 | - | - | - | 51,470 |
| 株主資本以外の 項目の当事業年度 変動額(純額) | 478 | 478 | △32 | 446 |
| 当事業年度変動額合計 | 478 | 478 | △32 | 7,245 |
| 当事業年度末残高 | 564 | 564 | - | 259,728 |

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

| | |
|-------|--------|
| 建 物 | 6年～18年 |
| A T M | 5年 |
| その他 | 2年～20年 |

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

3. 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社・子法人等株式を除き、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2022年4月14日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、今後1年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が一次査定を実施し、営業関連部署から独立したリスク統括部が二次査定を実施し、その査定結果に基づいて貸倒引当金の算定を行っております。なお、当該部署から独立した監査部が査定結果を監査しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異： 各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理

なお、当事業年度については、年金資産見込額が退職給付債務見込額に未認識数理計算上の差異を加減した額を超過しているため、超過額を前払年金費用に計上しております。

(4) 株式給付引当金

株式給付引当金は、取締役株式交付規程及び執行役員株式交付規程並びに従業員株式交付規程に基づく取締役（非業務執行取締役及び海外居住者を除く。）及び執行役員（海外居住者を除く。）並びに一部従業員（海外居住者を除く。）への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

6. 収益の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

・ A T Mプラットフォーム事業を中心とする銀行業

主に提携金融機関等の利用者が、当社A T Mを利用した際に預金残高等から入出金した現金を受け入れ又は引渡しを行う等のサービスを提供しております。これらのA T Mサービス等の提供から収受するサービス手数料収入に関して、提携金融機関等の利用者が当社のA T Mサービス等を利用した時点において収益を認識しており、取引の対価は概ね履行義務を充足した月の翌月中には受領しております。

7. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

追加情報

(取締役及び執行役員並びに一部従業員に対する業績連動型株式報酬制度)

当社は、当社の取締役（非業務執行取締役及び海外居住者を除く。）及び執行役員（海外居住者を除く。）並びに一部従業員（海外居住者を除く。）に対して、業績連動型株式報酬制度を導入しております。概要は、「連結注記表」の「追加情報」に記載のとおりであります。

(自己株式の取得)

当社は、2025年6月19日開催の取締役会において、会社法の規定に基づき自己株式を取得することを決議し、2025年6月24日に自己株式の取得をいたしました。概要は、「連結注記表」の「追加情報」に記載のとおりであります。

(伊藤忠商事株式会社との資本業務提携契約の締結及び第三者割当による自己株式の処分)

当社は、2025年9月26日開催の取締役会決議に基づき、伊藤忠商事株式会社（以下、「伊藤忠商事」といいます。）との間で資本業務提携に関する契約を締結し、伊藤忠商事に対し第三者割当による自己株式の処分を行いました。概要は、「連結注記表」の「追加情報」に記載のとおりであります。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式（及び出資金）総額 54,751百万円
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

| | |
|--------------------|--------|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 | 176百万円 |
| 危険債権額 | －百万円 |
| 三月以上延滞債権額 | 0百万円 |
| 貸出条件緩和債権額 | －百万円 |
| 合計額 | 177百万円 |

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 為替決済、日本銀行当座貸越取引の担保として、有価証券128,922百万円を差し入れております。
また、その他の資産には保証金2,502百万円が含まれております。
4. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、44,673百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが44,673百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来キャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。
5. 有形固定資産の減価償却累計額 44,128百万円
6. 関係会社に対する金銭債権総額 379百万円
7. 関係会社に対する金銭債務総額 63,152百万円
8. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

当事業年度における当該剰余金の配当に係る資本準備金及び利益準備金の計上額はありません。

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額 5百万円

役務取引等に係る収益総額 1,945百万円

その他業務・その他経常取引に係る収益総額 270百万円

2. 関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額 147百万円

役務取引等に係る費用総額 15,791百万円

その他の取引に係る費用総額 2,176百万円

3. 関係会社株式評価損628百万円は、当社連結子会社である株式会社AC S i O Nの株式に係る評価損であります。

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

| | 当事業年度期首 株 式 数 | 当事業年度 増加株式数 | 当事業年度 減少株式数 | 当事業年度末 株 式 数 | 摘要 |
|------|------------------|----------------|----------------|-----------------|-----------|
| 自己株式 | | | | | |
| 普通株式 | 9,370 | 193,987 | 192,035 | 11,323 | (注) 1、2、3 |
| 合 計 | 9,370 | 193,987 | 192,035 | 11,323 | |

- (注) 1. 自己株式の増加193,987千株は、自己株式立会外買付取引193,987千株及び単元未満株式の買取0千株によるものであります。
2. 自己株式の減少192,035千株は、第三者割当による自己株式の処分191,700千株及び役員報酬B I P信託及び株式付与E S O P信託が保有する当社株式の交付335千株によるものであります。
3. 当事業年度期首及び当事業年度末の自己株式数には、役員報酬B I P信託及び株式付与E S O P信託が保有する当社株式がそれぞれ5,535千株、5,200千株含まれております。

(有価証券関係)

1. 売買目的有価証券 (2026年3月31日現在)

該当ありません。

2. 満期保有目的の債券 (2026年3月31日現在)

該当ありません。

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 (2026年3月31日現在)

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるものはありません。

また、市場価格のない子会社・子法人等株式及び関連法人等株式の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

| | 貸借対照表計上額 (百万円) |
|------------|-------------------|
| 子会社・子法人等株式 | 54,751 |
| 関連法人等株式 | — |

4. その他有価証券（2026年3月31日現在）

| | 種類 | 貸借対照表計上額 (百万円) | 取得原価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|--------------------------|-----|-------------------|---------------|-------------|
| 貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの | 株式 | 876 | 151 | 724 |
| | 債券 | — | — | — |
| | 国債 | — | — | — |
| | 地方債 | — | — | — |
| | 社債 | — | — | — |
| | 小計 | 876 | 151 | 724 |
| 貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの | 株式 | — | — | — |
| | 債券 | 160,328 | 161,008 | △679 |
| | 国債 | 29,845 | 29,895 | △50 |
| | 地方債 | 58,750 | 58,914 | △163 |
| | 社債 | 71,733 | 72,198 | △465 |
| | 小計 | 160,328 | 161,008 | △679 |
| 合計 | | 161,204 | 161,160 | 44 |

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額

| | 貸借対照表計上額 (百万円) |
|-------|-------------------|
| 非上場株式 | 1,590 |
| 組合出資金 | 5,039 |

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。なお、当事業年度において、非上場株式について56百万円の減損処理を行っております。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当ありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

| | 売却額 (百万円) | 売却益の合計 (百万円) | 売却損の合計 (百万円) |
|-----|--------------|-----------------|-----------------|
| その他 | 16,455 | 584 | 84 |
| 合計 | 16,455 | 584 | 84 |

7. 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

8. 減損処理を行った有価証券

該当ありません。

(金銭の信託関係)

該当ありません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

| | |
|--------------------|----------|
| 繰延税金資産 | |
| 関係会社株式評価損等 | 8,532百万円 |
| 貸倒引当金損金算入限度超過額 | 960 |
| 減価償却費損金算入限度超過額 | 633 |
| 株式給付引当金 | 341 |
| 未払事業税 | 285 |
| 賞与引当金 | 239 |
| 組合出資金 | 226 |
| 資産除去債務 | 162 |
| その他 | 73 |
| 繰延税金資産小計 | 11,455 |
| 評価性引当額 | △9,056 |
| 繰延税金資産合計 | 2,398 |
| 繰延税金負債 | |
| 前払年金費用 | △440 |
| その他有価証券評価差額金 | △248 |
| 資産除去債務に係る有形固定資産修正額 | △48 |
| その他 | △2 |
| 繰延税金負債合計 | △740 |
| 繰延税金資産の純額 | 1,658百万円 |

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 親会社及び法人主要株主等

| 種類 | 会社等の名称 又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金 (百万円) | 事業の内容 又は職業 | 議決権等の所有 (被所有) 割合 | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (百万円) | 科目 | 期末残高 (百万円) |
|----------|-------------------|---------|-------------------|---------------|------------------------|-----------------------|--------------------|---------------|-----------|---------------|
| その他の関係会社 | 株式会社セブン・イレブン・ジャパン | 東京都千代田区 | 17,200 | コンビニエンスストア事業 | 被所有直接33.40% | ATM設置及び管理業務に関する契約資金取引 | ATM設置支払手数料の支払(注)1. | 15,791 | 未払費用(注)2. | 1,472 |
| | | | | | | | 自己株式の取得(注)3. | 16,250 | — | — |

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

ATM設置支払手数料に係る取引条件及び取引条件の決定方針等については、事務委任に対する対価性及び同社が負担したインフラ整備費用等を総合的に勘案して決定しております。

2. 取引金額には消費税等を含めておりませんが、期末残高には消費税等を含めております。

3. 自己株式の取得は、2025年6月19日開催の取締役会決議に基づき、2025年6月24日に東京証券取引所の自己株式立会外買付取引によって取得しております。取引金額は2025年6月19日の終値(最終特別気配値を含む)によるものであります。

2. 子会社及び関連会社等

| 種類 | 会社等の名称 又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金 (百万円) | 事業の内容 又は職業 | 議決権等の所有 (被所有) 割合 | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (百万円) | 科目 | 期末残高 (百万円) |
|-----|-----------------|---------|-------------------|------------------|------------------------|-------------------|---------|---------------|----|---------------|
| 子会社 | 株式会社セブン・カードサービス | 東京都千代田区 | 7,500 | クレジットカード・電子マネー事業 | 所有直接100% | ATM提携、債務の保証、役員の兼任 | 債務保証(注) | 20,000 | — | — |

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

前払式支払手段の発行保証金の一部に対する債務保証であり、一定の料率に基づく債務保証料を受領しております。なお、取引金額は当事業年度末の債務保証残高であります。

3. 同一の親会社を持つ会社等及びその他の関係会社の子会社等

| 種類 | 会社等の名称 又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金 (百万円) | 事業の内容 又は職業 | 議決権等の所有 (被所有) 割合 | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (百万円) | 科目 | 期末残高 (百万円) |
|------------------|----------------|---------|-------------------|---------------|------------------------|-------------------|--------------|---------------|----|---------------|
| 同一の親会社を持つ会社(注)2. | 株式会社イトーヨーカ堂 | 東京都千代田区 | 41,000 | 小売業 | — | ATM設置及び管理業務に関する契約 | 自己株式の取得(注)1. | 12,303 | — | — |
| 同一の親会社を持つ会社(注)2. | 株式会社ヨークベニマル | 福島県郡山市 | 9,927 | 小売業 | — | ATM設置及び管理業務に関する契約 | 自己株式の取得(注)1. | 11,790 | — | — |

(注) 1. 自己株式の取得は、2025年6月19日開催の取締役会決議に基づき、2025年6月24日に東京証券取引所の自己株式立会外買付取引によって取得しております。取引金額は2025年6月19日の終値(最終特別気配値を含む)によるものであります。

2. 株式会社イトーヨーカ堂及び株式会社ヨークベニマルは、当事業年度末においては、株式会社セブン&アイ・ホールディングスの事業再編に伴い、関連当事者ではなくなっております。

4. 役員及び個人株主等

該当ありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

- ・ A T Mプラットフォーム事業を中心とする銀行業

当社はA T Mプラットフォーム事業を中心とする銀行業等を展開しております。主に提携金融機関等の利用者が、当社A T Mを利用した際に預金残高等から入出金した現金を受け入れ又は引渡しを行う等のサービスを提供しており、これらのA T Mサービス等の提供によりサービス手数料収入を収受しております。取引価格は提携金融機関等との契約に基づいて、主にA T M利用件数と1件当たり手数料価格を乗じて算定しており、提携金融機関等の利用者がA T Mサービス等を利用した時点で収益を認識しております。なお、これらの取引に係る対価は概ね履行義務を充足した月の翌月中には受領しております。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 222円37銭

1株当たりの当期純利益金額 16円23銭

- (注) 1. 当社は、役員報酬B I P信託及び株式付与E S O P信託を導入しており、当該信託が保有する当社株式を1株当たりの純資産額の算定上、事業年度末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。控除した当該自己株式の事業年度末株式数は5,200千株であります。また、当該信託が保有する当社株式を1株当たりの当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めております。控除した当該自己株式の期中平均株式数は5,370千株であります。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、潜在株式は存在するものの希薄化効果を有しないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当ありません。

ご参考

取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役候補者及び監査役候補者の指名を行うに当たっての方針と手続き

《経営陣幹部選解任基準》

1. 経営陣幹部については、将来にわたり成長していく企業であり続けるために、当社グループにおける十分な実績と高い能力、見識を備え、銀行業務の社会的な責任・使命を十分理解し、高い規律に基づいて経営管理及び事業運営を遂行し、当社グループの更なる発展に貢献できることを基準に選定しております。
2. 経営陣幹部は以下の欠格事由に該当しない者としております。
 - －反社会的勢力との関係が認められること
 - －職務上の法令違反や内規違反、私的事項における法令違反等が認められること
3. 経営陣幹部については、内規に定める所定の年齢に到達した場合、不正があった場合、業務遂行に重大な支障が生じた場合、上記1・2の選任基準を満たさないこととなった場合その他経営陣幹部としての業務遂行の水準が当社の要求するものを満たさないと判断される場合等、経営陣幹部としての適格性を著しく欠くことになった場合に、その役職を解くものとしております。

《取締役候補者選定基準》

1. 取締役候補者については、出身の各分野における十分な実績と高い能力、見識を備え、銀行業務の社会的な責任・使命を十分理解し、高い規律に基づいて経営管理及び事業運営を遂行し、当社グループの更なる発展に貢献できることを基準に選定しております。
2. 取締役候補者は以下の欠格事由に該当しない者としております。
 - －反社会的勢力との関係が認められること
 - －職務上の法令違反や内規違反、私的事項における法令違反等が認められること

《監査役候補者選定基準・手続き》

1. 監査役候補者については、出身の各分野における十分な実績・高い能力、業務遂行に必要な財務・会計・法務に関する知識、見識を備え、銀行業務の社会的な責任・使命を十分理解し、公正かつ客観的な立場から取締役の職務執行状況を監査し、経営の健全性及び透明性の向上に貢献できることを基準に選定しております。
2. 監査役候補者は以下の欠格事由に該当しない者としております。
 - －反社会的勢力との関係が認められること
 - －職務上の法令違反や内規違反、私的事項における法令違反等が認められること
3. 監査役候補者の選定にあたっては、監査役による候補者面談を行う等、監査役会が独立した客観的な立場において適切に判断を行うこととしております。

少数株主の利益保護

当社の主要株主である株式会社セブン・イレブン・ジャパンは、当社議決権の33.40%を直接保有しております。また、株式会社セブン・イレブン・ジャパンの親会社である株式会社セブン&アイ・ホールディングスは、当社議決権の33.40%を間接保有しております。そのため、両社は当社のその他の関係会社にあたります。当社は、両社が運営するセブン・イレブン等の店舗内におけるA T Mの設置・運営を通じて、これらの店舗に来店するお客さまに対し金融サービスを提供しております。

また、当社の主要株主である伊藤忠商事株式会社は、当社議決権の20.43%を直接保有するその他の関係会社であります。当社と同社の間では資本業務提携契約を締結しております。当社は、同社子会社が運営するファミリーマートの店舗内におけるA T Mの設置・運営を通じて、これらの店舗に来店するお客さまに対し金融サービスを提供してまいります。

当社が健全で持続的な成長を達成していくには、企業としての信頼性・経営の透明性を基盤とし成り立つさまざまな提携先との協業を高度に融合させ、事業発展（イノベーション）させていくことが不可欠であると考えております。そして、当社の信頼性・経営の透明性を担保するために、市場への上場は最も有効な手段の一つであると認識しており、当社は独立した上場企業として、事業戦略・人事政策・資本政策等の全てを独立して主体的に検討・決定の上、事業活動を展開しております。また、独立性を確保するため、取締役会の諮問機関として、独立社外取締役を委員長とする指名・報酬委員会を設置し、取締役候補者および執行役員候補者の推薦に関する事項を審議しており、これにより経営陣の選任について独立性を担保しております。さらに、当社では、独立性を有する社外取締役及び社外監査役を配置しており、これらの者が少数株主の保護の観点から、一般株主との間で利益相反が生じないように監督しております。

なお、当社はその他の関係会社との間でグループ経営に関連した契約は締結しておりません。

当社がその他の関係会社との取引等を行う際には、利益相反取引を通じて銀行経営の健全性が損なわれること等を防止するための規定として定められた銀行法上のアームズ・レングス・ルールを遵守しており、当該取引等の必要性及び当該取引等の条件が第三者との通常取引の条件と著しく相違しないことを十分に確認するものとします。また、取引等が発生した場合は、少数株主の利益を図る観点から、取引条件の妥当性及び手続きの公正性について検討・判断するための特別委員会を設置し、独立した立場から、取締役会とは異なる次元で、十分に議論を重ねた上で、最終判断を行うものとします。